

令和7年第1回海部地区環境事務組合議会定例会会議録

令和7年2月21日海部地区環境事務組合議会定例会は、海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番	太田幸江	2番	浅井英昭
3番	山岡幹雄	4番	真野和久
5番	平野広行	6番	板倉克典
7番	近藤みどり	8番	山内隆久
9番	鈴木満	10番	三浦知将
11番	八木敏一		

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

1番	太田幸江	2番	浅井英昭
3番	山岡幹雄	4番	真野和久
5番	平野広行	6番	板倉克典
7番	近藤みどり	8番	山内隆久
9番	鈴木満	10番	三浦知将
11番	八木敏一		

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは、次のとおりである。

管理者	あま市長	村上浩司
副管理者	大治町長	村上昌生
副管理者	津島市長	日比一昭
副管理者	愛西市長	日永貴章
副管理者	弥富市長	安藤正明
副管理者	蟹江町長	横江淳一
副管理者	飛島村長	加藤光彦

副管理者	あま市副市長	伊藤	義剛
事務局長兼総務課長兼出納室長		渡辺	和宏
次長兼新開センター所長兼上野センター所長		大木	孝介
八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長		八神	正宏
八穂クリーンセンター所長代理		渡邊	永策

6 職務のため会議に出席したものは、次のとおりである。

総務課補佐兼係長兼出納室補佐兼係長 藤田 充裕

7 会議事件は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	議案第1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第4	議案第2号	海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
日程第5	議案第3号	海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第4号	令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第4号）について
日程第7	議案第5号	令和7年度海部地区環境事務組合一般会計予算について
日程第8		一般質問について
日程第9		諸般の報告について

8 審議内容

（午後 2時23分 開会）

○議長

それでは、時間前ではありますが、始めさせていただきます。

本日は御多忙中のところ御参集くださいまして、誠にありがとうございます。

本日の出席議員は11名の全員でございます。

ただいまから令和7年第1回海部地区環境事務組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（あま市長）

皆さん、こんにちは。

本日は令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日本日予定しております案件は、条例改正3件、令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第4号）について、そして令和7年度海部地区環境事務組合一般会計予算についてでございます。

十分な御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

また、事前に配付しました資料と本日配付資料の確認を事務局からいただきます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

それでは、配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

事前配付としまして、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、議案第2号「海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」、議案第3号「海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」、議案第4号「令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第4号）について」、議案第5号「令和7年度海部地区環境事務組合一般会計予算について」及び予算編成に係るごみ処理量等の推移について及びし尿処理量等の推移についてと経過報告です。

本日議席に配付しましたのは、議事日程、質問通告書、令和7年度海部地区環境事務組合議会等日程表です。

お手元にお持ちでない方は、お手を挙げていただきましたら職員がお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

よろしいでしょうか。

全員お持ちであることが確認されました。

直ちに議事日程の順序に従い、会議を進めます。

なお、組合議会会議規則により、質疑は同一議員につき、同一議題について簡潔・明瞭に3回までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、質疑に当たっては自己の意見を述べないよう、よろしくお願いいたします。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において8番 山内隆久さん、9番 鈴木満さんを指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整理をするものです。

内容については、議案末尾の要綱にて御説明させていただきます。

改正内容としましては、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことにより、字句の整理を行うものです。

施行期日につきましては、令和7年6月1日から施行し、罰則の適用等について経過措置を設けるものです。

以上で提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○4番（真野和久君）

それでは、1点だけ質問をしたいと思います。

今回、先ほどの説明のとおり、刑法等の一部の改正によりまして、これまであった懲役及び禁錮が廃止されて拘禁刑が創設されたということに伴う字句の整理になっていますが、事務局のほうにお尋ねしますけれども、基本的に、今回、ここでいうと禁錮と拘禁が変更になっていますけれども、それぞれの禁錮刑及び今回の新しく創設された拘禁刑に対してどのように認識されているのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

懲役と禁錮の違いは、刑務作業の義務があるかどうかによって区別されてお

ります。実態として懲役と禁錮の差がなくなっている事情等により、拘禁刑という形で一本化されるということを聞いております。

○議 長

そのほかよろしいですか。

[挙手する者なし]

じゃあ質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

○4番（真野和久君）

それでは、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」に対して、反対討論を行います。

先ほど事務局からの説明もありましたが、懲役と禁錮が今はあまり変わらないというような状況になっている中で、今回、拘禁刑となされたというふうに言われています。説明されましたが、実際には懲役に関してはいわゆる刑務作業が義務づけられている、そして禁錮に関しては刑務作業は義務づけされていない、身柄拘束だけの刑になっています。ただ、刑務所を退所したときに社会的に適応していくための様々な教育が行われていくことがあって、それに対して禁錮刑でも希望される方が見えるという中で、あまり実態として変わってきていないという状況になっているのは確かなところであります。

しかし、今回の禁錮刑に関しては大きな問題があります。先ほどの説明のように、刑務作業を義務づけられている懲役刑と、それから刑務作業が義務づけられていない禁錮刑というふうになっていますが、今回の刑法改正では、まとめて禁錮刑とするに当たって身柄拘束のみになるように見えますけれども、拘禁ということ。実際としては身柄拘束だけではなくて、刑務作業等も義務づける一本化になっています。その点で、これまで禁錮相当であった刑に関しても、実際には刑務作業が義務づけられるというような状態になってしまうということがあります。

さらに、新たに改善更生や再犯防止などの指導も義務づけられることになりました。そういった点でいうと、国連の被拘禁者処遇最低基準規則、ネルソン・マンデラ・ルールズというのがあるんですけども、その中では禁錮刑だけでも自由を束縛するという刑罰、それに対してそれ以上に苦痛を与えてはいけないということが基本原則としてあります。

日本では、記憶にある方もあると思いますけれども、名古屋刑務所で刑務官によって消防ホースを当てて、それで直腸破裂で受刑者が亡くなったりとか、あるいはお腹を革手錠で締めつけて受刑者が亡くなる等の悲惨な事件もありま

した。その原因となっていたのは、受刑者の人間性に対する軽視、こういったものがやはりあって、それに関して2003年にも行刑改革会議というのが、要は刑罰の会議について検討する会議が国であります。受刑者が自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことが大切であり、受刑者の処遇も、この誇りや自信、意欲を導き出すことを十分に意識しなければならないということで、こうした更生に関しても、やはりしっかりと受刑者の立場や意欲を持ってやっていくべきということが提言されています。

しかし、そういうことに基づいて現在現場では、カウンセリングなども使いながら粘り強く本人の意思に基づいて社会復帰への取組をしていくように取り組んでおられるそうです。そういった取組にもかかわらず、今回の拘禁刑の制定によって作業や指導を義務づけて懲罰を背景に強制するということになってしまっただけは、これまでの取組が軽視されることになりかねません。

そういった点で、22年にこの刑法の改正が行われました。そのときには、日本共産党は拘禁刑について、文字どおり自由の剥奪のみを内容とすることや、刑務作業は受刑者の希望によることとして、刑務作業やその機会を提供する責任があると。受刑者の義務ではなくて、刑務所側の責任でそうした改善を進めていくということが必要であるというような修正案を出したことがあります。

そうした背景から、今回の拘禁刑ということに対して、字句の改正だけではなくて、やはり大きな問題をはらんでいるということで、今回の条例提案には賛成できません。以上です。

○議 長

そのほか反対討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

討論も尽きたようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、議案第2号「海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

議案第2号「海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするものです。

内容については、議案末尾の要綱にて御説明させていただきます。

改正内容としまして、第1条関係は、時間外勤務の制限を請求できる職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員まで拡大するもの、仕事と介護の両立を支援する体制等について定めるものです。

第2条関係は、地方公共団体に係る規定が新設されたことに伴い、引用を整理するものです。

第3条関係は、字句の整理を行うものです。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行し、附則第2条の規定は公布の日から施行するものです。

なお、時間外勤務の制限の請求について経過措置を設けるものです。

以上で提案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

最初に、原案反対の方の発言を許します。

[挙手する者なし]

次に、賛成の方の発言を許します。

[挙手する者なし]

討論もないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5、議案第3号「海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

議案第3号「海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改

正する条例について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、雇用保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものです。

内容については、議案末尾の要綱にて御説明させていただきます。

改正内容としましては、就業促進手当に関する改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行し、改正後の規定の適用について経過措置を設けるものです。

以上で提案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○1 番（太田幸江君）

それでは、この第10条第11項第4号中の「職業」を「安定した職業」に改めるところ、この違いを教えてください。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

これは、中身、内容については変更はございませんが、安定した職業というふうに言葉を換えるということです。対象者が変わったりするわけではございません。

○議 長

そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

最初に、原案反対の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第6、議案第4号「令和6年度海部地区環境事務組合一般

会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

議案第4号「令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第4号）」につきまして説明させていただきます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,312万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,390万1,000円とするものでございます。

11、12ページをお願いします。

詳細につきましては、歳出から御説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3,981万8,000円の増額です。2節給料の増額は人事異動及び人事院勧告によるもの、3節職員手当の増額は退職者が増えたことによるもの、17節備品購入費38万円の減額はノートパソコンの購入台数が減ったことによるもの、24節積立金2,597万7,000円の増額は財政調整基金に積み立てるものです。

2目塩田緑苑費、補正額135万6,000円の減額です。12節委託料及び14節工事請負費の減額は、契約差額によるものです。

3款処理場費、1項ごみ処理費、1目運営費、補正額2,949万8,000円の減額です。2節給料から4節共済費の減額は人事異動によるもの、10節需用費1,200万円の減額のうち、消耗品費1,000万円の減額は活性炭の単価が下がったことによるもの、燃料費200万円の減額は灯油使用量が減ったことによるもの、12節委託料200万円の減額はスプリングマットレスの処理量が減ったこと及び契約単価が下がったことによるものです。

3款処理場費、2項し尿処理費、1目運営費、補正額1,956万6,000円の減額です。

13、14ページをお願いします。

3節職員手当等及び4節共済費の減額は人事異動によるもの、12節委託料653万5,000円減額のうち、汚泥等処分委託料の100万円の減額は脱水汚泥の搬出量が減ったことによるもの、し尿処理施設整備業務委託料及び精密機能検査委託料の減額は契約差額によるもの、14節工事請負費1,090万8,000円の減額は契約差額によるものです。

3款処理場費、3項最終処分場費、1目運営費、補正額1,738万4,000円の減額です。12節委託料の減額のうち、焼却残渣運搬処理委託料は灰の搬出量が減ったことによるもの、草刈業務委託料は契約差額によるものです。

3款処理場費、5項環境対策室費、1目運営費、補正額514万3,000円の減額です。2節給料の増額は人事異動によるもの、10節需用費50万円の減額は保護

具の使用量が減ったことによるもの、12節委託料560万円の減額は契約差額によるものです。

9、10ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について御説明をさせていただきます。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目ごみ処理手数料1,850万円の減額は、事業系一般廃棄物ごみ搬入量の減によるものです。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金35万3,000円の増額は、預金金利が上がったことによるものです。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,087万4,000円の減額は、歳出額の減等により基金を取り崩す金額を減額したことによるものです。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,789万2,000円の増額は、前年度繰越金です。

7款諸収入、1項雑入、3目資源物売却収入200万円の減額は、資源物搬出量が減ったこと及び契約単価が下がったことによるものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表の継続費の変更でございます。

3款処理場費、1項ごみ処理費、低速回転式破碎機破碎刃更新工事は、契約差額によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○4番（真野和久君）

13ページ、14ページのところですけれども、環境対策室の委託料で、先ほど公害防止委託料と維持管理分析委託料の差額減という説明がありましたが、この公害防止分析委託料というのは結構大きな減額じゃないかなと思うんですけれども、例えば検査項目が変わったりとか、あるいはその他契約、相手側の事情もあるのでよく分からないかもしれないところもあるとは思いますが、安くなった理由というのはどんなところにありますか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

発注の項目や測定の項目は変更はございません。なぜ安くなくなったかということですが、入札効果による契約金額の減でございます。以上でございます。

○議 長

そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

最初に、原案反対の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第7、議案第5号「令和7年度海部地区環境事務組合一般会計予算について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

議案第5号「令和7年度海部地区環境事務組合一般会計予算」につきまして御説明をさせていただきます。

令和7年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額を28億8,370万5,000円、前年度と比較しますと1億5,999万7,000円の減で、率にしまして5.26%の減となっております。

詳細につきましては、2月19日の議案説明会で説明させていただきましたので、省略させていただきたいと思っております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○4番（真野和久君）

じゃあ、1点だけ質問したいというふうに思います。

予算書の14、15ページのところの14節の工事請負費の電気設備工事に関して、予算説明会でもメーターを新しく2つ付け加えるという説明がありました。その理由としては、グリーン証明を出すためにという話でありましたけれども、ちよっともう一度正確に、グリーン電力の証明書についての説明と、それからあと、これを販売するという話だったと思っておりますけれども、その販売によって

どのぐらいの利益が見込まれるのかについて、答弁をお願いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

グリーン電力証書は、再生可能エネルギーからグリーン電力の環境価値を切り離して証書化することで売買ができる仕組みでございます。グリーン電力証書を売却することによって、年間267万円の収入となる見込みでございます。以上でございます。

○4番（真野和久君）

確認ですけれども、このグリーン電力証書を発行する電力量というのは、組合で発電した電力のうち、いわゆる自家消費をする部分についての分を環境に優しい電力として使ったので、その分のグリーン証書を他のところで使ってみてはどうですかみたいな提案になるのでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

おっしゃるとおり、八穂クリーンセンターの所内で使用した分につきまして、グリーン電力証書化をして企業さんに売却するというところでございます。以上でございます。

○議長

そのほかありますか。

○1番（太田幸江君）

19ページの委託料の中で中間処理困難物運搬処理委託料531万3,000円とありますが、この内容と、昨年からは始まったわけですが、どのように他の市町村とか、この地域の中できちんと知らせていくすべを持っているのか、お聞かせください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

中間処理困難物運搬処理委託料でございますが、八穂クリーンセンターに搬入される不燃ごみの中に、陶磁器、ガラス類が入っておったものを今までは分けておりませんでした。令和6年度からは分別して搬入していただくような体制を整えました。不燃ごみの量を減らし、リチウム電池等の選別の効率を上げること、破砕機のハンマーの摩耗を抑制する狙いもございます。陶磁器、ガラスを竣工当初から不燃ごみの袋には入れないでとお願いをしておりましたが、それを分けて持ってきてもらうことにしたものでございます。以上です。

○1番（太田幸江君）

その分けて持ってくる方法というのは、今、どのような自治体としては取組がされているかということは、ここでは集約されていますか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

どのような形でということですが、組合としては籠のような状態で持ってきていただくように想定をしております。市町村のほうにもお願いをし

ております。以上でございます。

○議長

そのほかございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

最初に、原案に反対の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第8、「一般質問について」を行います。

質問方法は一括質問、質疑は一括質問を含めて3回まで、持ち時間は答弁の時間を含めてお一人15分までとします。お手元に配付のとおり進めさせていただきます。

順番に発言を許します。

○6番（板倉克典君）

通告に従いまして一般質問いたします。

八穂クリーンセンターの火災があった場合、クリーンセンターで火災があった場合の対応に関して伺います。

今年なんです、今年の1月3日に埼玉県川口市の朝日環境センターで火災がありました。ごみの受入れができなくなったという事態が発生しました。川口市内の別のごみ処理施設でも対応し切れず、数日間ごみの収集を停止し、近隣の自治体にごみ処理を依頼したと報道されておりました。

さて、質問してまいります。

要旨1として、八穂クリーンセンターで火災があり、ごみの受入れができなくなった場合、海部地区環境事務組合はまずどのような対応をしますか。

要旨2ですが、八穂クリーンセンターで火災があり、ごみの受入れができなくなった場合、海部地区環境事務組合は各市町村に対してどのような対応をしますか。

3つ目、火災などでごみの受入れができなくなった場合の対応マニュアルは

整備されていますか。答弁をお願いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず、要旨1に対する答弁でございますが、ごみピット等ごみの受入れに関する設備で火災が発生した場合は、ごみの搬入を停止いたします。消防署への通報と併せて、市町村をはじめ関係機関に連絡をいたします。すぐに消える場合は、消防の確認後、ごみの受入れを再開いたしますが、消火が長引き、ごみの受入れができなくなりそうな場合は、尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書に基づき、他団体へごみの受入れが可能か確認をいたします。

要旨2の答弁でございます。

火災が発生した場合は、搬入を止めるため一報を入れます。ごみの受入れができないと判断した場合は、市町村にごみの搬入ができなくなった旨連絡をし、代わりの搬出先を伝えます。受入れ停止が長期になることが想定される場合は、市町村を通じて住民へのごみの排出抑制の周知を依頼いたします。貯留可能なごみは可能な限り受入れをいたします。

要旨3の答弁でございますが、ごみピット火災マニュアルと火災等による緊急時のごみ受入手引書が整備されております。以上でございます。

○6番（板倉克典君）

再質問、要旨2のところ伺います。

協定書に基づき他団体に連絡して代わりの搬入先ということでしたが、代わりの搬入先は具体的にはどういうところがあるのでしょうか。お願いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まずは尾張部清掃工場連絡会議の会員であります近隣の名古屋市、稲沢市、一宮市から確認をしたいと考えております。以上でございます。

○4番（真野和久君）

それでは、八穂クリーンセンターの環境啓発設備などの環境学習について質問を行いたいと思います。

最初に、要旨1として、令和4年に公募を行った八穂クリーンセンター余剰電力地産地消プロジェクトでは、簡単に言うと売電とともに環境啓発の強化という項目があり、八穂クリーンセンター管理棟啓発施設2階の展示スペース及び見学者通路、管理棟3階、工場棟の3階にありますが、の設備や展示が老朽化しているとして、その改修の提案の内容がこのプロポーザルの中にありました。現在、これで3年目ぐらいになるわけですけれども、工事等も何も行われていない様子なので、この環境啓発設備の改修というのが現在どうなっているかについて、お尋ねをいたします。

それから、2番目の要旨2のほうですけれども、環境事務組合には、地域の

ごみ処理を担当し、地域環境の維持に貢献するだけでなく、地域の児童・生徒や市民に自然環境や環境対策に関心を持ってもらい、またごみ減量などに貢献してもらうという活動があります。そうした中で、現在幾つか開催されているものとして、定期開催されている八穂環境学習教室の現状について、参加人数や回数、内容等についてお尋ねをします。

それからもう一つ、小学校等へ出前講座を行っておられますが、その開催状況、これも参加人数や回数、どこに行ったのか、あと、それからその中身についてお尋ねをします。

まずそれだけ、よろしくお願いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

要旨1への答弁でございますが、環境啓発設備及び展示物のプロポーザルにつきましましては、子供の好奇心を刺激する展示への変更などの提案がございましたが、改修工事費が高額になり、物価高騰によりプラントの補修工事で多額の費用が必要になったことから、改修を見送ることといたしました。

要旨2の答弁でございますが、経過報告で報告をしておりますが、八穂環境学習教室の開催状況は、令和5年度は11回開催して合計239名の参加がありました。令和6年度は毎月開催をして、1月末時点で375名の参加がありました。

出前講座につきましましては、令和5年度は6小学校の435名、令和6年度は1月末時点で7小学校の505名を対象に行いました。

内容としましては、八穂クリーンセンターの紹介、3R体験としてのガラス瓶エッチング、地球温暖化防止の取組、リチウム電池の分別などのお話でございます。以上でございます。

○4番（真野和久君）

それでは、まず要旨1のほうの内容ですけれども、今回、費用が高額になって、その他のプラント等のほうの改修のほうにお金を必要とするために見送りになったというような話でありましたが、もともとプロポーザルでは、先ほど言いましたが、売電と環境教室の改善、提案がセットになってプロポーザルをされておりますけれども、そうした契約の変更によるペナルティーとか、それから例えばそれによつての売電のほうへの影響などがなかったかどうかについて、お尋ねをします。

それから、先ほど費用が高額になったという話がありましたけれども、組合として、事業計画として、この環境啓発設備に関してはどのぐらいの金額をもともと見込んでいたのか、そしてそれに対して提示された金額がどのぐらい高かったのか、幾らぐらいだったのかについて、お尋ねをしたいと思います。

それと、現在の管理棟啓発施設、いわゆる2階の展示スペースと、それから2階、3階の通路の活用状況は今どうなっているかについて、お尋ねをします。

我々が行くと、いつも真っ暗になっていて全然使われてないように見えてしまうので、その辺りがどうなのかについて、お尋ねします。

それから、要旨2についてですけれども、先ほど出前講座とかありましたけれども、やはり様々な啓発を強めていただきたいというふうに思いますので、そうした中で例えば児童・生徒以外の市民を対象とした講座などは考えられないのか。

それからもう一つは、以前、八穂クリーンセンターでの環境フェスティバルがありました。自転車の修理した販売ができなくなった頃から中止になってしまったんですが、いろんな方から環境啓発をちゃんとやってほしいとか、それから市民参加でいろんな企画もあったので、そうしたことを戻してほしいとかという声を言われますので、こうしたフェスティバルなどの今後の再開、開催等のお考えについて、お尋ねをしたいと思います。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず、展示物、環境啓発設備のプロポーザルの関係でございますが、提案を採用しないこともある仕様となっております、違約金等は発生しておりません。また、売電とか買電への影響もございません。

あと、金額についてでございますが、組合としてはおよそ3,000万円程度を想定しておりましたが、提案では設計と施工で解体を含めまして、およそ1億円程度でございました。

それと、現在の展示スペースの利用状況でございますが、現在、展示スペースにつきましては、小学校4年生の社会見学等の際、職員による説明の後、工場棟を見学しても時間に余裕がある場合や、環境学習教室の都度開放して使用しております。ただし、修理不可能になっている設備もございます。3階の通路につきましては、不適物の展示等をしておるところでございます。

要旨2の再質問についてでございますが、児童・生徒以外の市民も対象とした講座、フェスについては、出前講座は小学生に限定しておらず、過去には高齢者サロンやPTA研修などに出向いた実績もございます。今後は、大人向けにも出向くことができることを周知し、各団体に直接お知らせをしていきたいと考えております。

課長会では、市町村のイベントなどに参加させていただくよう依頼しております。今年度は、かにえ町民まつり、海南こどもの国秋まつりに参加し、八穂クリーンセンターのPRをしております。

リユース品抽せん提供につきましては、ごみの中からまだ使えるものを取り置き、清掃して抽せん提供しているものでございます。抽せんで残ったものや多量にあるものなどは、持ち帰りコーナーを常設し、展示しております。特に、生活用品、キャンプ用品、子供用品などが人気で、参加人数も増えてきて

おります。

今後は、さらに市町村のイベントに参加させてもらうなど、八穂でのイベント開催だけでなく、外部へ出向いて地球温暖化防止やリチウム電池の分別等、引き続き啓発活動を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○4番（真野和久君）

まず最初に、要旨1の啓発施設のほうですけれども、小4の見学と、それから教室の際には時間があれば、そこを活用しているという話がありましたが、それ以外は全然なかなか何もない状況なので、そうしたところと、あと修理が必要なものとか、今でいうと故障等、すぐわないようなものもまだあるかもしれませんが、そうした改善。一応、先ほどのプロポーザルのほうでは見送りにはなっていますが、今後の利用を強めていくという点で、今後の改修とか活用の方向性なんかがあればお答えしていただきたいのと、ぜひそうした方向を考えていただきたいと思いますので、その点についてお尋ねをします。

あと、いろんなところに出向くのは非常に大事なことなので、地理的に八穂センターは非常にある意味離れたところにありますので、海部津島の中では。そういう点で積極的に出向かれるのは非常に素晴らしいことだと思いますが、八穂のほうへ来ていただいているいろんなことを見ていただくということも非常に重要だと思いますので、そういった点でフェスティバルの再開とかをお尋ねしたわけですけれども、その点についての考え方等があれば、お答えください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず、1点目の展示スペースの今後の利用でございますが、今後の利用につきましては、職員で何ができるかということを考えて検討していきたいと考えております。

あと、2点目のフェスの関係でございますが、今のところは大きなイベント等は考えておりません。リユース品の抽せん提供を充実させていこうと考えております。以上でございます。

○4番（真野和久君）

以上です。

○1番（太田幸江君）

よろしく申し上げます。

環境問題は緊急の問題です。ごみ処理場の新しい姿を考えていかなければならない時期となりました。この地域では、環境事務組合は環境問題に対して本当に中核となっています。先ほどの一般質問でもありましたように、環境問題に対しては大変尽力いただいているということが分かりました。なお一層、持続可能な循環社会を構築するためにリーダー性を発揮していただきたいと思いますので、一般質問をそのような中でさせていただきます。

件名1としては、ごみ量の現状について、そして2点目としては、環境行政を取り巻く社会情勢の変化にどのように対応していくかという点で質問いたします。

まず最初に、可燃ごみ、プラスチックごみ、可燃性粗大ごみ等のごみ量の推移、令和3年、令和4年、令和5年を教えてください。そして、今後どのようになっているかの予測もお願いいたします。

次に、現在の3つの焼却炉の予算上・機能上における適切な焼却量はどのぐらいか、またそれに対しての稼働率の推移はどうか。これも令和3年から令和5年まで。

この2つ、まずお願いいたします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず、1件目の要旨1の答弁でございますが、可燃ごみの令和3年度の搬入量でございますが、4万8,525.77トン、令和4年度が4万8,211.46トン、令和5年度が4万6,095.05トン。プラスチックごみが、令和3年度5,193.28トン、令和4年度4,978.70トン、令和5年度4,790.05トン。可燃性粗大ごみが、令和3年度1,383.10トン、令和4年度1,341.69トン、令和5年度1,390.98トンでございます。

ごみ量は、経済の影響や少子高齢化、各種リサイクル制度など、様々な社会情勢の変化から変動します。可燃性粗大ごみ以外は減少傾向、もしくは横ばいと予測されます。

2件目の答弁でございますが、全休炉を除いた350日、常時焼却炉2炉で運転をして、1日1炉当たり110トンの定格運転による年間7万7,000トンが予算上・機能上、最も効率的であると考えます。

令和3年度の焼却量が7万6,448.54トンでございますので、先ほどの7万7,000トンを100%とした場合、稼働率は99.28%でございます。令和4年度の焼却量が7万3,967.66トンでございますので、同じく7万7,000トンでの稼働率で申し上げますと、96.06%でございます。令和5年度の焼却量が6万9,731.99トンでございますので、稼働率は90.56%でございます。以上でございます。

○1番（太田幸江君）

それでは、件名1のほうの次ですが、ごみの減量化において、可燃性粗大ごみの量はほとんど変わっていないというお話でした。ただ、令和5年度と令和3年度と比較してみますと、過年度にはこの2年間で95%になり、プラスチックごみは92%、今いただいた数字を割り算してみると、そういうふうになります。

また、今回質問の中の数字はいただきませんでした。ホームページ等で見

ますと、事業系ごみにおいては令和3年度から令和5年度まででは86.4%と大変低くなっているわけであります。今、環境問題で大変意識が高まっていて減っているんだなということが分かります。

このようにごみが減量していく原因、その要因というものと、またごみがどんどん減ることによって本当に環境にはよいのですが、この海部地区環境事務組合の機能についてどのような影響を及ぼすのか、このこともお聞かせください。

そして、また件名2のほうですが、現状のごみ量に合った焼却施設の規模が、2炉運転で365日稼働の7万7,000トンが適切だということですが、これもどんどん落ちて、令和5年度ではそれに対して90%だという、90.56という数字をいただきました。現状のごみ量に見合った、これからまたどんどん減っていくと思うんですが、この減量に見合った施設の規模についてどのように考えているのか、これもお聞かせください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

ごみの減量の原因でございますが、ごみの減量の原因としましては、人口の減少、各種リサイクル法への対応、3Rが浸透してきたことによるごみ減量、リサイクル意識の向上が挙げられます。物価高や景気が影響していることも考えられます。

ごみ減量の影響としましては、歳入では、ごみ処理手数料の減、資源物売却収入の減、電力売却収入の減があります。歳出では、薬剤費、焼却残渣運搬処理委託料があります。ごみが減り過ぎると、焼却炉の改修等が必要になってくる可能性がございます。

2件目でございますが、現時点ではごみ量に見合った焼却量となっております。運転計画や焼却炉の設定等で問題なく操業がされております。以上でございます。

○1番（太田幸江君）

それでは、今のお答えの中で、令和5年度の決算において監査委員から、一層のコストを意識した業務の精査及び電力売却収入等の財源を確保するよう努め、歳出の削減のため、効率的な施設管理と運営を行うように求めるという意見書が出されています。この意見に対して、令和7年度予算を立てるに当たってどのような対応をしたのかもお聞かせください。

また、プラスチック資源循環促進法への対応について、中長期計画において、プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物の処理を扱うことになった場合には、廃棄物の搬入量や市場変化に伴う改修工事を実施し、施設の処理性能と環境基準の確保をしなければならないということが記載されています。先ほど冒頭にも言いましたよ

うに、大変環境問題というのは変わってきておりますし、この海部地区環境事務組合の内容もどんどん、そのように合ったような内容にしていかなければならないと考えます。

地球環境問題において、ここがやはりリーダーシップを取っていくということを私は要望したいんですが、このような中で改修工事、またはそういう今の状況に合わせた実施をどのようにしていくか、またそれにはどのぐらいの予算が必要なのか、分かったらお聞かせください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

令和7年度予算を立てるに当たってどのように対応したかということですが、電力売却収入の確保のため焼却炉の運転計画につきましては、電力単価の高い月に焼却炉を定格運転し、その他の時期に焼却量を減らすようごみピットの管理を行い、年間を通じて電力売却収入を増やすよう計画しております。

なお、電力売却に加え、新たな収入としてグリーン電力証書に取り組むため電力量計の設置を行います。

歳出削減につきましては、排ガス用の活性炭はメーカー指定をなくし、消耗品予算額を減額いたしました。運転管理業務委託におきましては、灯油調達業務を含めました。維持管理費の低減のため、維持補修業務は機器の劣化状態とその優先度、設備稼働率の確保を考慮し、最適な施設整備費としております。廃乾電池処理費につきましては、搬出先の追加や搬出方法の変更により予算減といたしました。以上でございます。

失礼しました。2点目でございますが、令和4年度に八穂クリーンセンターでプラの選別、圧縮梱包施設を設置する改修をした場合の見積りを取ったところ、22億円の改修費となりました。ただし、現状、搬入物と搬出物のストックスペースがないため、別途広大なスペースが必要となります。

焼却炉に関しましては、プラがなくなれば助燃が必要となる可能性があります。プラの資源化をどこまでやるかなどによりごみの性状が大きく変化するため、焼却炉の改造、あるいは焼却炉の建て替えの工事がどこまで必要となるかなど検討する必要があります。以上でございます。

○議 長

これで一般質問を終わります。

続きまして、日程第8、「諸般の報告について」は、監査委員から例月出納検査の結果、令和6年9月分から12月分までの各月の一般会計の関係帳簿は正確である。あわせて、地方自治法第199条第4項の規定による令和6年度定例監査の結果は、適正に処理されていたと報告がございました。

次に、議案配付に併せて事前の資料配付がされました経過報告の質問はあり

ませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようでありますから、これをもって経過報告を終わります。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は全部議了されました。

閉会を宣するに当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（あま市長）

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。提案いたしました案件につきましても御議決をいただきまして、ありがとうございました。

まだまだ寒い日が続きますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御健康に御留意いただきまして、それぞれのお立場で御活躍をされますようお祈り申し上げますとともに、本組合事業につきましても御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これもちまして令和7年第1回海部地区環境事務組合議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

（午後 3時20分 閉会）

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

海部地区環境事務組合

〃 議 会 議 長 浅 井 英 昭

〃 署 名 議 員 山 内 隆 久

〃 署 名 議 員 鈴 木 満